

「おきなわ特産農作物モデル実証事業」 企画提案仕様書

1 業務名

令和 7 年度「おきなわ特産農作物モデル実証事業」委託業務

2 委託期間

契約締結の日から令和 8 年 2 月 28 日まで

3 事業の目的

沖縄県では温暖な気候条件を生かし、本土にない特色ある作物を数多く生産しており、6 次産業化の取組や他地域・他産業から農林水産業への参入の動きが活発化している。

一方、近年本県の農業産出額は横ばいに推移し、農業所得の向上が課題であることから、本県の地理的優位性等を活かした収益性の高い新規品目の生産拡大が求められている。

このため県では、令和 4 年度に「おきなわ特産農作物等発掘調査事業」を実施し、特産農作物のうち、高単価で取引される品目としてバニラを抽出した。令和 5 年度からは「おきなわ特産農作物モデル実証事業」を実施し、本県におけるバニラ栽培技術体系および収益性に関する事例調査を実施している。

本事業では過年度調査結果をとりまとめ、市町村、関係機関等へ共有するとともに、本県のバニラ生産体制構築について検討することを目的とする。

4 委託上限

提案にあたっては、総額 11,700 千円以内（消費税及び地方消費税を含む※10%）の範囲で見積もること（この金額は、企画提案のために設定した額であり、実際の契約金額とは異なる）。

5 委託業務内容

以下の（1）から（5）について発注者の指示に基づき効果的に実施すること。

（1）検討会の開催

沖縄県産バニラについて、生産者、試験研究機関、学識経験者、加工・販売業者等からなる検討会を設置し、（2）（3）の取組方針や進捗状況等を報告する。また、バニラ生産の概況や課題を整理し、県内におけるバニラ生産体制の構築に関する提案を行うこと。

開催回数：2 回以上

（2）栽培技術体系事例の作成

令和 5 年度および 6 年度に「おきなわ特産農作物モデル実証事業」で調査した栽培技術体系事例について検討委員等と調整会議を実施し、とりまとめること。

開催回数：2 回以上

(3) 収益性モデルの作成

令和5年度および6年度「おきなわ特産農作物モデル実証事業」の収益性事例調査を基に検討委員等と調整会議を実施し、収益性モデルを作成すること。

開催回数：2回以上

(4) 説明会の開催

(2) および(3)の活用が想定される者に対し、説明会を開催すること。

対象：沖縄県、市町村、関係団体、生産者等

(5) 成果物の納品

以下のとおり作成し、委託事業終了の日までに納品すること。

- ① 実績報告書（個人情報の入った非公表報告書）：A4判 カラー 両面 20部
- ② 実績報告書＜概要版＞（個人情報の入っていない公表用報告書 4頁程度）：
A4判 カラー 両面 200部
- ③ バニラ栽培技術体系事例：A4判 カラー 両面 200部
- ④ バニラ収益性モデル：A4判 カラー 両面 200部
- ⑤ ①～④の電子データ、本事業で収集した全情報（CDまたはDVD）2枚

なお、①、③、④については、下記のとおり表記する。

- a.表紙件名に囲み文字（黒）で「令和7年度 おきなわ特産農作物モデル実証事業」と表記する
- b.表紙右肩に囲み文字（赤）で「取扱注意」と表記する
- c.表紙下部に「年月日、沖縄県農林水産部 糖業農産課、シリアル番号」を表記する
- d.背表紙下部に「件名、年月日、所管課、実施事業者名」を表記する

6 経費区分

経費の費目は、次のとおりとする。

- 直接人件費
- 直接経費（謝金、旅費、印刷製本費、使用料、消耗品費、再委託費等）
- 一般管理費
- 消費税

※一般管理費は、（直接人件費＋直接経費－再委託費）の10%以内とする。

※直接経費に消費税が含まれている場合、消費税相当額を除いた上で計上すること。

※積算見積書の内訳には、各項の単価、回数、人数等を記載すること。

7 業務の再委託

(1) 一括再委託の禁止

契約の全部の履行を一括又は分割して第三者に委任し、又は請け負わせることはできない。また、契約の主たる部分については、その履行を第三者に委任し、又は請け負わせることができない。ただし、これにより難い特別な事情があるものとしてあらかじめ県が書面で認める場合は、これと異なる取扱いをすることがある。

上記(1)にて定める「契約の主たる部分」とは次のとおりとする。

ア 契約金額の50%を超える業務

イ 企画判断、管理運営、指導監督、確定検査などの統括的かつ根本的な業務

(2) 再委託の相手方の制限

本契約の公募参加者であった者に契約の履行を委任し、又は請け負わせることはできない。また、指名停止措置を受けている者、暴力団員又は暴力団と密接な関係を有する者に契約の履行を委任し、又は請け負わせることはできない。

(3) 再委託の承認

契約の一部を第三者に委任し、又は請け負わせようとするときは、あらかじめ書面による県の承認を得なければならない。ただし、次に定める「その他、簡易な業務」を第三者に委任し、又は請け負わせるときは、この限りではない。

ア 資料の収集・整理

イ 複写・印刷・製本

ウ 原稿・データの入力及び集計

エ その他、上記以外に容易かつ簡易な業務がある場合に、県と別途協議を行った業務

8 知的財産権の取扱い

委託業務により生じた著作権等の知的財産権は、原則として委託元である沖縄県に帰属する。

9 その他の留意事項

(1) 受託者は、業務遂行にあたって、委託者や関係団体と緊密な連携をもって行わなければならない。

(2) この仕様書に定めのない事項、又は疑義が生じた場合は、委託者と受託者の双方が協議して定めるものとする。

(3) 本仕様書に記載の業務内容は、企画提案のために設定したものであり、実際の委託契約の仕様書とは異なる場合も想定される。また、実施段階においても諸事情により変更することがある。

(4) 業務の実施に当たっては、「おきなわブランド戦略」との整合を図ること。

「おきなわブランド戦略」

URL: <https://www.pref.okinawa.jp/shigoto/keizai/1009879/1028093/index.html>